

令和2年4月20日

保護者 各位

栃木県立馬頭高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の臨時休業について

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。このことを受け、4月22日(水)までとしていた臨時休業を5月6日(水)まで延長することが決定されました。

つきましては、引き続き趣旨をご理解の上、ご家庭におかれましても、下記の点に注意しながら、お子様が外出等することなく、自宅で学習をして静かに過ごすようご指導願います。

記

- 1 臨時休業期間は4月9日(木)～5月6日(水)までとなります。状況により終期は前後する可能性がありますので、学校からの一斉メールやホームページを常に確認し、指示に従ってください。
- 2 不要不急の外出を避け、特にGW中に旅行など都道府県をまたいだ移動や3密(密閉・密集・密接)空間への出入り等を控えてください。
- 3 各教科から出された課題に取り組み、登校後速やかに提出してください。課題は各教科での評価の対象となります。
- 4 休業の延長に伴いまして、次のものを郵送いたします。郵送につきましては、クラス費より支出させていただきますのでご了承ください。
  - ① 各教科からの課題
  - ② PTA総会資料
  - ③ 臨時休業に関する保護者宛通知
- 5 対外練習試合・県内外遠征等を含む全ての部活動等は中止とします。
- 6 臨時休業中は、生徒の健康状況や生活状況の確認のため家庭へ連絡をさせていただくこともあります。また、ご家庭からも生徒及びご家族が発熱等の風邪症状が続く場合は、速やかに学校へご連絡ください。あわせて、管轄の広域健康福祉センターもしくは保健所に相談してください。
- 7 家庭においても咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。また、毎日の検温を継続してください。
- 8 平日、学校は開いていますが、校舎内に入る際は事前に電話連絡の上、事務室または職員室で声を掛けてください。
- 9 その他不明な点や相談事がありましたら学校にご連絡ください。

電話 0287-92-2009 (平日 8:25～16:55)